

小諸市告示第64号

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱を次のように定める。

平成31年3月25日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電事業に関し、事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、災害の防止、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、土地に自立して設置されるものをいう。
- (2) 発電事業 発電設備における発電行為をいう。
- (3) 売電事業 発電事業のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により電気を売電する行為をいう。
- (4) 事業者 発電設置を設置する者、発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 区 小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第4号に規定する区をいう。
- (7) 地域住民等 発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として、次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地を所有する者

イ 事業区域の土地境界から概ね100メートル以内の区域に家屋を所有する者及び居住する者

ウ 事業区域が所在する区の代表者

エ その他市長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 この要綱は、合計出力が10キロワット以上の設備を用いた事業に適用する。

2 合計出力が50キロワット未満の設備を用いた事業の場合においては、第8条及び第9条の規定は適用しない。ただし、地域住民等が説明会の開催や協定の締結を求め、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 発電設備を設置しようとする場所と隣接又は近接する場所が発電設備の設置場所である場合であって、事業者又は登記簿上の地権者（その土地を所有し、処分する権利を有する者をいい、申請日から1年以内において同じ者である場合を含む。）が同一の者の場合は、これらを1つの事業として前項の規定を適用する。ここでいう同一の者とは、親族又は法人並びに当該法人の構成員及び従業員（これらの親族を含む。）のいずれかで構成される複数の者をいう。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、発電事業が地域と調和するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、関係法令を遵守し、設置場所及び周辺地域の自然環境、景観及び生活環境（以下「自然環境等」という。）を保全するため必要な措置を講じ、事故、公害又は災害（以下「事故等」という。）の防止を図るとともに、地域住民等と良好な関係を保たなければならない。

3 事業者は、発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

4 事業者は、発電事業を終了するときには、事業者の責任により周辺地域及び地域住民等に配慮した発電設備の撤去その他適正な処理を行わなければならない。

（土地所有者の責務）

第5条 土地の所有者、占有者及び管理者（以下「土地所有者」という。）は、事故等の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

2 事業者に土地を賃貸する土地所有者は、事業者が発電事業を終了したときは、事業者に対し前条第4項の規定を遵守させなければならない。なお、発電設備が放置又は不法投棄された場合においては、土地所有者の責任において処理を行うものとする。

（発電事業計画の事前協議）

第6条 事業者は、発電事業を行おうとするときは、その計画を作成した時点で、第7条に規定する事業の周知を行う前に、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第1号）により市長に協議しなければならない。

2 売電事業の場合には、前項の規定による協議は国へ事業計画の認定申請を行う前に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、事業者へ太陽光発電事業計画協議済通知書（様式第2号）を意見及び指示を付して交付する。

（事業の周知）

第7条 事業者は、地域住民等へ発電事業の計画を周知するため、前条に規定する協議の終了から30日以内に、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識（別図1）を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による標識の設置後速やかに、地域住民等に対し次に掲げる事項を説明し、意向を把握し、理解を得なければならない。

- (1) 発電設備の設置工事の内容
- (2) 防災、環境保全、景観保全の対策
- (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画
- (4) 設置後の災害等の非常時における対処
- (5) 撤去及び処分計画

3 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、出された意見や要望は、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。

4 事業者は、地域住民等に対する説明の経過について、地域住民等説明経過報告書（様式第3号）を作成するものとする。

（説明会の実施）

第8条 事業者は、発電事業の実施にあたり地域との合意形成を図るため、区の住民や当該発電事業の実施により影響を受ける者（以下「近隣関係者」という。）を対象とした説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会において、出席者の意見を十分に聞き、その質問に対しては誠実に回答しなければならない。

3 事業者は、説明会の実施後において、近隣関係者から再度説明を求められたときは、これに応じ、近隣関係者との間で十分な話し合いの機会を設けるものとする。

4 事業者は、説明会を実施したときは、第10条第1項に規定する届出を行う30日前までに、説明会等経過報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の状況写真
- (3) 出席者名簿の写し
- (4) 会議録要約

(協定)

第9条 事業者は、説明会その他の機会において地域住民等や近隣関係者の意見を聞き、事業区域が所在する区と協定を締結しなければならない。

2 区と事業者は、前項に規定する協定の締結後、約束した内容を明確にするために協定書を作成するものとする。

3 事業者は、区と協定を締結した後に事業の内容を変更した場合は、区と再度協議を行わなければならない。

4 事業者は、発電設備を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、譲受する者に対し、本条第1項の規定により締結した協定の効力を承継させなければならない。

(届出等)

第10条 事業者は、第8条の規定による地域住民等への説明、前条の規定による協定の締結並びに関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続き（売電事業の場合は国の事業計画認定を含む。）の後、発電設備の設置工事（樹林伐採や整地、資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為を含む。）に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、太陽光発電設備設置届出受理通知書（様式第6号）を事業者に交付するものとする。

3 事業者は、第1項の規定による届出の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、発電設備の設置が完了し、運転を開始したときは、開始から30日以内に太陽光発電設備運転開始届出書（様式第8号）を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

5 市長は、当該発電設備の設置状況等を確認したときは、太陽光発電設備運転開始届出受理通知書（様式第9号）を事業者に交付するものとする。

6 事業者は、発電事業を終了しようとするときは、太陽光発電設備撤去届出書（様式第10号）を市長に提出し、発電設備を速やかに撤去しなければならない。

(設置後の現況報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により、市長から現況報告等を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

(指導、助言及び改善命令)

第13条 市長は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に対して必要な措置をとらなかった場合は、その者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう改善命令をすることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条第2項に規定する改善命令を受けた事業者が、正当な理由なく改善命令に従わない場合は、事業者の氏名、住所及び改善命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条から第10条までの規定は、2019年6月1日から施行する。

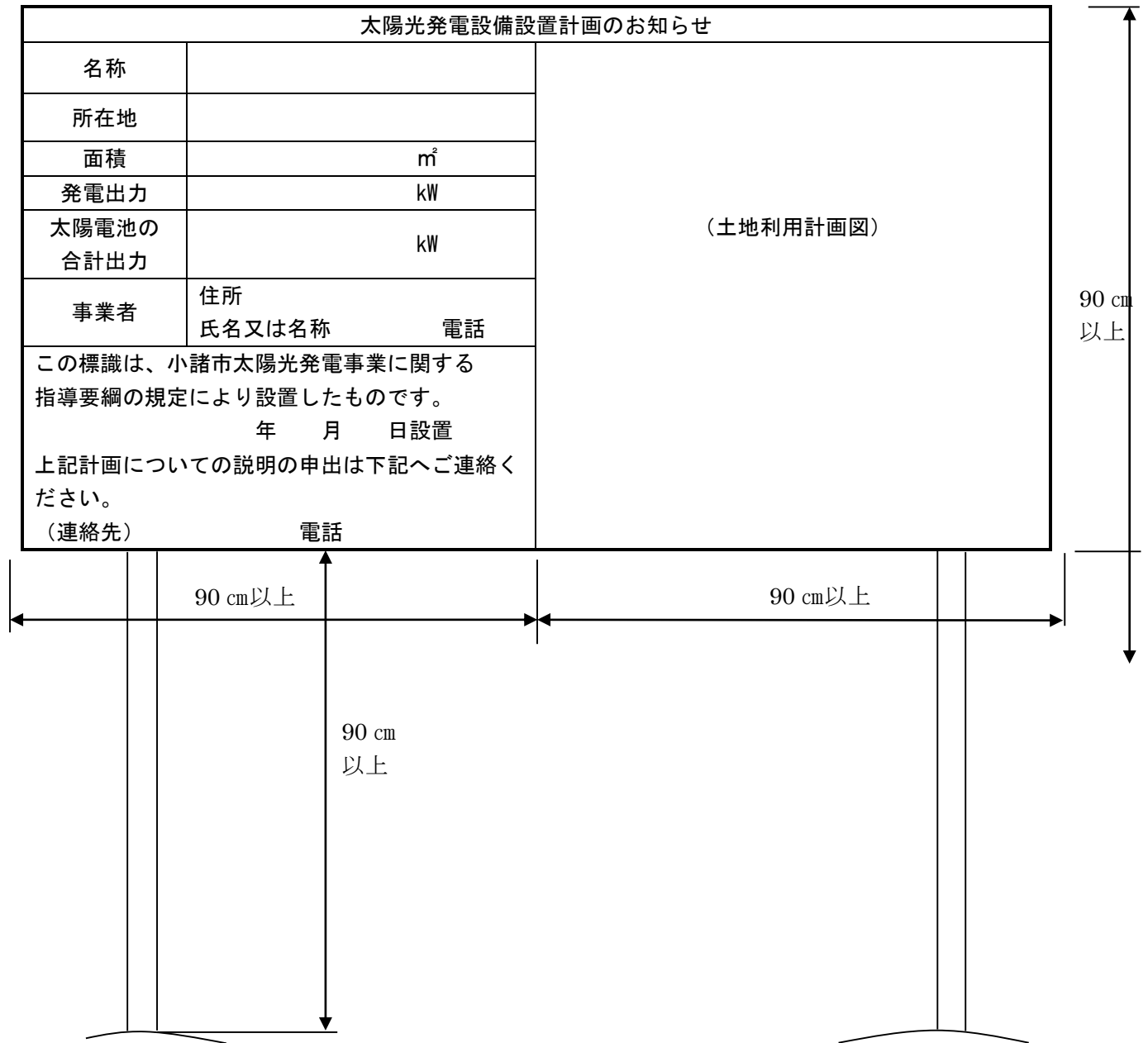
(経過措置)

2 2019年6月1日において現に電気事業者との接続契約を締結している事業については、第6条から第9条までの規定は適用しない。ただし、市長がこの要綱の目的に照らし必要だと認めるときは、該当する規定の遵守を求めることができる。

3 2019年6月1日において現に小諸市環境条例（平成12年条例第27号。以下「環境条例」という。）第26条第4項に基づく届出がされている事業については、第10条第1項の規定に基づく届出がされている事業とみなす。

4 2019年6月1日において現に環境条例第31条に基づく届出がされている事業については、第10条第3項及び同条第4項の規定に基づく届出と確認がされている事業とみなす。

別図1 (第7条関係)



太陽光発電事業計画事前協議書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

太陽光発電事業計画を作成するに当たり、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により、関係書類を添えて協議します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW

(添付書類)

- 1 委任状【代理人が協議する場合添付】
- 2 案内図
- 3 土地登記簿謄本及び公図の写し【隣接地の地目及び所有者の氏名を記載すること】
- 4 土地の取得を証する書類等【登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない場合添付】
- 5 土地利用計画平面図(案)
- 6 造成計画縦横断面図(案)【造成を行わない場合は省略可】
- 7 雨水排水処理計画(案)
- 8 現況写真
- 9 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、フェンスの仕様書
- 10 太陽光発電設備の構造図
- 11 小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインチェックリスト
- 12 地域住民説明資料(案)

(事業者) 様

小諸市長

太陽光発電事業計画協議済通知書

下記事業の事前協議が終了したので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

様式第3号(第7条関係)

地域住民等説明経過報告書

地域住民等への説明経過について、下記のとおり報告します。

説明対象者の の区別	隣接土地所有者 ・ 近隣家屋所有(居住)者 ・ 区長 ・ その他
説明対象者 の氏名	
説明を受けた 者の氏名	
説明をした 者の職氏名	
説明日時	
説明した場所	
対象者からの意見	
意見に対する回答 対応内容	

確認欄 (説明対象者)

この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

氏名

印

(注) 説明対象者の署名又は記名押印が得られない場合は、その理由書を添付すること。

説明会等経過報告書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

太陽光発電事業の実施にあたり説明会を開催しましたので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により報告します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
説明会開催日時		
開催した場所		

確認欄 (区長)

この報告書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

氏名

印

太陽光発電設備設置届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
現場責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
予定工期		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
事前協議からの計画変更		有 ・ 無

(添付書類)

- 1 委任状【代理人が協議する場合添付】
- 2 太陽光発電事業計画書(様式第5号添付書類)
- 3 事前協議済通知書の写し
- 4 事業計画の認定通知書の写し【売電事業の場合添付】
- 5 関係法令手続状況報告書
- 6 案内図
- 7 土地登記簿謄本及び公図の写し【隣接地の地目及び所有者の氏名を記載すること】
- 8 地域住民等説明経過報告書(様式第3号)
- 9 事業用地の実測図
- 10 土地利用計画平面図
- 11 造成計画縦横断面図【造成を行わない場合は省略可】
- 12 雨水排水処理計画
- 13 現地透水試験の結果報告書
- 14 計画変更があった場合は、変更した事項が分かる書類
- 15 工事工程表

太陽光発電事業計画書

事業者	住所						
	氏名						
	連絡先						
設計者	住所						
	氏名						
	連絡先						
工事施工者	住所						
	氏名						
	連絡先						
設備名称							
設備の所在地							
工事の期間 (予定)	着工	年	月	日			
	完了	年	月	日			
地目別概要		総面積	謄本	m ²	実測	m ²	
		宅地	謄本	m ²	実測	m ²	
		田	謄本	m ²	実測	m ²	
		畑	謄本	m ²	実測	m ²	
		山林	謄本	m ²	実測	m ²	
		その他 ()	謄本	m ²	実測	m ²	
設備計画		発電出力		kW			
		太陽電池の合計出力		kW			
		パワーコンディショナーの 設置台数		kW	台	kW	台
		太陽電池モジュールの枚数		枚			
		基礎構造		基礎	本	基礎	本
接続道路		国道 号に m接道 県道 線に m接道 市道 線に m接道 その他道路に m接道					
安全施設		フェンス (高さ m)		m			
		その他 ()					

雨水処理計画	浸透施設	(構造・延長・貯留量)
	その他	
緑化計画	空地の緑化方法：	m ²
	法面の緑化方法：	m ²
木竹伐採計画	樹種：	m ³ 伐採
	樹種：	m ³ 伐採
	樹種：	m ³ 伐採
	除根	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
	処分方法	場外搬出処分 m ³ その他 () m ³
造成計画	切土量： m ³ 盛土量： m ³ 残土処理量 (場外排出)： m ³ 法面整形の面積 切土法面： m ³ 盛土法面： m ³	
固定価格買取期間 (売電事業のみ記載)	固定価格 買取期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	買取期間終了 後の事業予定	<input type="checkbox"/> 発電事業を継続する <input type="checkbox"/> 事業を終了する
保守点検及び 維持管理計画	(用地内の清掃除草、設備の点検内容及び実施スケジュールについて具体的に記載すること)	

(事業者) 様

小諸市長

太陽光発電設備設置届出受理通知書

下記設備の設置届出書を受理したので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

太陽光発電設備設置変更届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
変更の概要	変更前	
	変更後	
変更する理由		

太陽光発電設備運転開始届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
保守点検 責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
運転開始日	年 月 日	

(事業者) 様

小諸市長

太陽光発電設備運転開始届出受理通知書

下記事業の設置状況等の確認が終了したので、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により通知します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の合計出力	kW
事業者	住所	
	氏名	

(特記事項)

太陽光発電設備撤去届出書

年 月 日

(申請先)小諸市長

事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

担当者

連絡先

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱の規定により届出します。

太陽光 発電設備	名称	
	所在地	
	面積	m ²
	発電出力	kW
	太陽電池の 合計出力	kW
現場責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	
事業終了予定日	年 月 日	
予定工期	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
発電設備の撤去及び処分の方法		

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱要領

平成31年4月26日

内規

(趣旨)

第1 この要領は、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱（平成31年小諸市告示第64号。以下「指導要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、指導要綱において使用する用語の例による。

(確約書の提出)

第3 事業者は、指導要綱第10条に基づく届出の際に受けた指摘事項に対して、その協議結果を記載した確約書を市長に提出しなければならない。

(事業区域の境界の明示)

第4 事業区域は、隣接する土地との利用形態を区別し、事業者の管理責任を明確にするため、変化点をプラスチック製境界杭等で明示しなければならない。

2 事業区域界は原則として筆界によるものとし、指導要綱第10条第1項に規定する届出を行う日までに隣接者と立会いの上確定しなければならない。

(接続道路の基準)

第5 事業者は、敷地に接する道路の公図上の中心線から2メートル以上の距離を確保して工作物を設置しなければならない。

(空地の緑化と樹木の保存)

第6 事業区域内の発電設備が設置されない空地については、芝等の地被類による緑化することを原則とし、事業者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

(1) 樹木の伐採と除根は必要最低限とすること。

(2) 事業区域の地目が山林の場合は、道路等の隣地境界から10メートルの間の既存林は伐採しないこと。

(3) 切土又は盛土を行う場合は、のり面に植生シート等を施工し緑化を図ること。

(発電設備)

第7 発電設備は隣地境界から可能な限り後退するものとし、特に道路や家屋に近接する箇所においては、5メートル以上離して設置するとともに、植栽や不透過性のフェンスにより威圧感や存在感を軽減すること。

2 連続して設置される太陽電池モジュールの内、最下部に位置するもの下端と最上部に位置するもの上端の高低差は20メートルまでとすること。

(色彩等)

第8 太陽電池モジュールの色彩は、黒やグレー等の低明度かつ低彩度で目立たない

ものを使用すること。

- 2 太陽電池モジュールとフレームは低反射のものを使用すること。
- 3 パワーコンディショナー、分電盤等の諸設備の色彩は周囲の景観に調和したものとすること。
- 4 フェンスの色については、黒、茶、深緑、灰色とすること。

(柵堀等の設置)

第9 事業者は、事業区域内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、事業用地の境界付近に以下に掲げる事項を満たした柵堀等を設置して事業用地を囲わなければならない。なお、第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、この限りではない。

- (1) 柵堀等の高さは、第三者が容易に乗り越えられない程度とすること。
- (2) 柵堀等の発電設備との距離は、第三者が外部から発電設備に容易に触れることができない程度とすること。
- (3) 柵堀等の使用材料は、金網フェンスや有刺鉄線など第三者が容易に取り除けないものとする。
- (4) 出入口は施錠できるようにすること。
- (5) 外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げること。

(準拠する技術基準等)

第10 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為（以下「開発行為」という。）の技術基準は、指導要綱によるもののほか、長野県建設部「開発許可審査指針」、長野県林務部「開発事業に関する技術的細部基準」に準拠する。

- 2 指導要綱第6条に規定する事前協議及び第10条に規定する届出の際に提出する各種計画図等及び設計図等には、設計者の氏名及び所属をタイトルブロックに明記するものとする。

(造成)

第11 造成の設計は、事業区域及び当該事業に関する工事をする区域の地形、資質、地下水、地盤等について調査の上行うこと。

- 2 造成計画に当たっては、可能な限り事業区域内で土量のバランスを考慮し、周囲の土地計画についても支障のないよう計画すること。
- 3 事業区域内の地形、形質等の変更は最小限にとどめること。
- 4 土砂の移動は極力避けること。
- 5 切土又は盛土を行う場合は、のり面が雨水や風化等により浸食されないよう保護を行うこと。
- 6 勾配が30度を超え、かつ高さが5メートルを超える切土については、高さ5メー

- トル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。
- 7 盛土の高さは、15メートル未満とすること。盛土のり面の勾配は30度以下とし、盛土の高さが5メートルを超える場合は、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。
 - 8 盛土材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないこと。
 - 9 盛土に際し、旧地盤の切株、雑草及び腐葉土は除去すること。
 - 10 盛土に際し、地盤面に湧水又は地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水すること。
 - 11 擁壁は、建設省制定「土木構造物標準設計」及び社団法人日本建築士会連合会発行「構造図集擁壁」を参考にし、安定検査等の必要な検討を行うこと。

(伐採木等の搬出处分)

- 第12 開発行為に伴い木竹の伐採を行ったときは、存置に起因した災害防止のため、伐採木竹、除根した木竹の根等を開発区域外に搬出し処分すること。

(事業区域の雨水排水処理基準)

- 第13 事業区域内の雨水排水処理について、周辺環境の保全を目的とした雨水排水処理基準を次の各号のとおり定める。

- (1) 雨水は雨水浸透施設等により事業区域内で処理すること。
- (2) 事業区域からの雨水や土砂の流出を防止する対策をとること。
- (3) 雨水浸透施設等は、社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水浸透施設技術指針[案]」、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」等の最新版に基づき計画をすること。
- (4) 計画に必要な飽和透水係数については、浸透施設の計画予定地において現地浸透試験を行い、その結果をもとに算定すること。
- (5) 計画に必要な流出係数、降雨強度、影響係数、充填材の材料別空隙率については、別表第1から第4のとおりとすること。
- (6) 雨水浸透施設への土砂の流入を防ぐため、充填材周りに透水シートを設置すること。

(その他)

- 第14 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

別表第 1

種別	流出係数	備考
発電設備	0.95	水平投影面積
舗装面等	0.90	防草シートを含む
水面	1.00	
その他開発区域内	0.60	
間地	0.30	開発区域外のみ
芝等の被地類	0.25	開発区域外のみ
勾配の緩い山地	0.40	開発区域外のみ
勾配の急な山地	0.60	勾配60度以上

(備考) 開発区域：開発行為をする土地の区域

別表第 2

確率年	降雨強度式 (mm/hr)	適用基準
10年	$r=1874.9/(t^{0.87}+12.75)$	事業用地が1ha未満 現況地目が山林の場合に限り0.3ha未満
30年	$r=2552.2/(t^{0.89}+13.94)$	事業用地が1ha以上 現況地目が山林の場合に限り0.3ha以上 1.0ha未満
50年	$r=3062.3/(t^{0.91}+15.73)$	事業用地の現況地目が山林で1.0ha以上

(備考) t:降雨継続時間(min)

別表第 3

影響係数は0.81とする。

別表第 4

材料	規格 (mm)	空隙率
単粒度砕石 3号 (S-40)	40~30	40%
単粒度砕石 4号 (S-30)	30~20	30%
プラスチック製貯留材		カタログ値を採用